

低入札価格調査制度の改正について

1 改正の概要

関係団体における同制度の内容を考慮し、低入札価格調査の基準等を見直しました。

2 改正の内容

(1) 制度対象の入札

| 改正前 | 改正後 |
|---|------------------------------------|
| 公募型指名競争入札及び 事後審査型一般競争入札における <u>土木工事及び建築工事</u> | 事後審査型一般競争入札における <u>建設工事（全般）</u> |

(2) 調査基準価格の算定方法

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| 【範囲】 予定価格の7/10～9/10 【算定方法】 ① 直接工事費 の額の95% ② 共通仮設費 の額の90% ③ 現場管理費 の額の <u>70%</u> ④ 一般管理費等の額の <u>30%</u> | 【範囲】 予定価格の7/10～9/10 【算定方法】 ① 直接工事費 の額の95% ② 共通仮設費 の額の90% ③ 現場管理費 の額の <u>85%</u> ④ 一般管理費等の額の <u>65%</u> |

2 改正の対象外

・ 失格判断基準

内訳書等に示す各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳額に対する次の割合を下回る場合は「失格」と判断します。

| |
|----------------|
| ① 直接工事費 の額の75% |
| ② 共通仮設費 の額の70% |
| ③ 現場管理費 の額の70% |
| ④ 一般管理費等の額の30% |

3 改正後の制度が対象となる入札

平成29年4月1日以降に告示を行う入札

(このほか、企業長が特に必要であると認めた工事も対象となります。)

※ 対象工事となった場合は、告示文の中に「当該入札は、低入札価格調査基準価格を設け、失格判断基準を適用する。」等と記載します。